

『退職等年金給付のしくみ』 正誤表

●該当箇所 P4 本文2つ目の見出し「経過的職域加算額（退職共済年金）」下 4～5行目

誤	支給開始年齢は一元化前と同じで、 <u>平成</u> 34年11月30日生まれの地方公務員の場合は、特別支給の老齢厚生年金と同じ64歳からです。
---	--



正	支給開始年齢は一元化前と同じで、 <u>昭和</u> 34年11月30日生まれの地方公務員の場合は、特別支給の老齢厚生年金と同じ64歳からです。
---	--